

第 17 期 事業報告書

自 2024(令和 6)年 4 月 1 日
至 2025(令和 7)年 3 月 31 日

石垣空港ターミナル株式会社

目 次

事 業 報 告	1
貸 借 対 照 表	9
損 益 計 算 書	10
株主資本等変動計算書	11
個 別 注 記 表	12
監 査 報 告 書	15

事業報告

自 2024(令和 6)年 4 月 1 日
至 2025(令和 7)年 3 月 31 日

1.株式会社の現況に関する事項

(1)事業の経過及び成果

2024(令和 6)年の国内経済は、物価高騰が続くなかでも大幅な賃上げが実施され、消費マインドや旅行需要の高まりから、個人消費の動きが活発化しました。また、企業動向においても設備投資の動きが活発化し、景気は緩やかに回復する動きとなりました。

一方、ロシア・ウクライナ問題などの世界情勢に影響を受けたエネルギー価格や穀物価格は不安定に推移し、引き続き懸念材料も見られました。

県内経済は、堅調な観光需要に牽引され緩やかに拡大する動きとなりました。国内観光客はコロナ禍前を上回る水準まで回復したことで緩やかに拡大し、また、外国人客についても前年度に引き続き那覇発着の航空便の増加やクルーズ船の再開に伴い段階的に回復してきたことで入域観光客数は好調な推移となりました。

このような状況の中、新石垣空港における当事業年度の乗降客数は、国内線は前期実績約 260 万人を 2.7%上回る 268 万人となり、過去最高となりました。

一方、国際線は 2020(令和 2)年度から継続して定期便運航は再開に至っておらず、チャーター便が運航されましたが前期実績 1,358 人を 19.6%下回り、1,091 人となりました。

当事業年度における当社の営業成績は、売上高は前年同期比 2.7%増の 10 億 1,155 万円となり、開業以来、初めて 10 億円を超えました。売上原価は前年同期比 8.6%増の 6 億 7,083 万円、販売費及び一般管理費は前年同期比 0.4%減の 1 億 1,094 万円、経常利益は前年同期比 9.2%減の 2 億 1,704 万円、法人税等の税引き後当期純利益は前年同期比 4.8%増の 2 億 814 万円となり過去最高となりました。

(2)設備投資等の状況

①国内線南側チェックインロビー拡張整備	38,031 千円
②従業員休憩室移転整備(什器等含む)	1,623 千円
③テナント POS システム用スイッチ交換	3,208 千円
④貨物航空会社棟一部空調機更新	2,027 千円

※すべて税抜額

※①のうち、当期発生額は 34,734 千円です。

(注)当事業年度末において進行中の設備投資(建設仮勘定残高)

国内線保安検査場改修整備 14,630 千円

(2025(令和 7)年度中完了予定)

※税込額

(3)資金調達の状況

該当事項はありません。

(4)財産及び損益の状況

区分	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期 (当事業年度)
売上高	788,064 千円	946,296 千円	985,380 千円	1,011,554 千円
当期純利益	59,222 千円	165,254 千円	198,579 千円	208,147 千円
1 株あたり 当期純利益	1,762 円	4,918 円	5,910 円	6,194 円
総資産	9,806,097 千円	4,511,451 千円	4,531,124 千円	4,420,116 千円
純資産	2,417,856 千円	2,583,111 千円	2,781,690 千円	2,989,838 千円

(注)1 株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

(5)対処すべき課題

2025(令和 7)年度の国内経済は、不安定な世界情勢や米国新政権の政策などの影響や、物価高、人材不足などの懸念材料はあるものの、実質賃金の上昇による消費マインドの改善やインバウンド需要などによる底堅い個人消費と企業による旺盛な設備投資意欲に支えられ、回復基調が継続する見通しです。

県内については、県民の底堅い需要に加え、外国客の需要が更に増加すると見込まれており、建設関連でも、旺盛な観光需要に伴う民間工事の増加が期待されることから、県内経済は拡大の動きが強まると予想されています。また、為替市場の円安傾向を背景に、国内外からの旺盛な旅行需要は継続するものとみられ、県内入域観光客数は引き続き好調に推移する見通しです。

このような経済基調の中、当社としては、好調な需要を逃すことのないよう収益機会の最適化を図りつつ、電気料金や委託料等の上昇に対応すべく、より一層の経営基盤の強化に努めます。

①ターミナル施設の機能強化

国内線ターミナルの拡張整備については、2022 年 4 月に策定した拡張検討基本計画をベースとしつつ、沖縄県空港課により実施された将来需要や大型機就航に対する空港機能検証調査との整合も図りながら、事業化に向けた財源確保策等の調整を進めます。

また、混雑や検査員不足が課題となっている国内線保安検査場については、スマートレーン化を行うための施設改修工事を実施します。さらに、国際線の本格稼働等に伴い慢性的に不足している賃貸事務室を確保するため、貨物地区の余剰地を活用した事務所棟の増築について検討を行います。

②国際便の受け入れ強化

国際線については、引き続き関係機関と協力しながら新規路線の誘致や受け入れ態勢の強化に取り組み、施設運営の安定化を図ります。また、搭乗待合室内の店舗について、出店事業者の誘致を行い、旅客サービスの向上と収益の拡大を目指します。

③人材確保と業務効率化の推進

第 75 回取締役会(2019 年 12 月 12 日開催)で承認された正社員 11 名体制とする採用計画に基づき、継続的に採用を行ってきたものの、離職者の発生も続く状況にあって増員には至っておりません。人材の確保と定着を図るため、採用活動の強化とあわせ、働きがいのある職場環境づくりを進めます。さらに、慢性的な人手不足への対応策として、DX 等による業務の効率化を推進します。

(6)従業員の状況(2025(令和 7)年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期末比増減
7 名	1 名減

(注)正社員 7 名

(7)借入先及び借入額(2025(令和 7)年 3 月 31 日現在)

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式数
沖縄振興開発金融公庫	954,680 千円	10,600 株
沖縄県(ふるさと融資)	167,370 千円	8,400 株

2.株式に関する事項(2025(令和 7)年 3 月 31 日現在)

(1)発行可能株式総数 40,000 株

(2)発行済株式の総数 33,600 株

(3)株主数 17 名

(4)株主の状況

	株 主 名	持 株 数	出資比率
1	沖縄振興開発金融公庫	10,600 株	31.55%
2	沖縄県	8,400 株	25.00%
3	石垣市	5,200 株	15.48%
4	日本トランスオーシャン航空株式会社	1,400 株	4.17%
5	ANA ホールディングス株式会社	1,400 株	4.17%
6	那覇空港ビルディング株式会社	800 株	2.38%
7	沖縄電力株式会社	700 株	2.08%
8	株式会社琉球銀行	700 株	2.08%
9	株式会社沖縄銀行	700 株	2.08%
10	株式会社沖縄海邦銀行	700 株	2.08%
11	オリオンビール株式会社	700 株	2.08%
12	沖縄セルラー電話株式会社	700 株	2.08%
13	竹富町	600 株	1.78%

14	大同火災海上保険株式会社	400 株	1.19%
15	石垣市商工会	200 株	0.60%
16	一般社団法人石垣市観光交流協会	200 株	0.60%
17	与那国町	200 株	0.60%
	合計	33,600 株	100.00%

3.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等(2025(令和 7)年 3 月 31 日現在)

地位	氏名	担当または他の法人等の代表状況
代表取締役社長	中山 義 隆	石垣市長
代表取締役専務	新 垣 健 一	
取締役	前 村 司	沖縄振興開発金融公庫融資第一部長
取締役	前 川 智 宏	沖縄県土木建築部長
取締役	河野辺 朋 広	全日本空輸(株)沖縄支店長
取締役	根 間 要	日本トランスオーション航空(株)執行役員
取締役	仲 里 求	那覇空港ビルディング(株)取締役事業部長
取締役	黒 島 一 博	(一社)石垣市観光交流協会副会長
取締役	下 地 寛 正	石垣市商工会副会長
常勤監査役	山 城 興 司	

(注)1 取締役 前村 司・前川 智宏・河野辺 朋広・根間 要・仲里 求・黒島 一博・

下地 寛正の各氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役です。

2 常勤監査役 山城 興司氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

(2)役員の異動

①第 16 期定時株主総会において、取締役全員が任期満了により改選され、新任として新垣 健一、河野辺 朋広、下地 寛正、再任として中山 義隆、前村 司、前川 智宏、根間 要、仲里 求、黒島 一博が選任され就任し、同日開催の取締役会において、代表取締役社長に中山 義隆、代表取締役専務に新垣 健一が選定され就任いたしました。

②取締役 前川 智宏は 2025(令和 7)年 3 月 31 日をもって辞任いたしました。

③第 16 期定時株主総会において、監査役 安里 高志の辞任による後任として山

城 興司が選任され就任いたしました。

(3) 役員の報酬等の総額

役職	支給人数	報酬等の総額
取締役	4 名	9,644 千円
社外取締役	6 名	570 千円
監査役	2 名	6,852 千円
合 計	12 名	17,066 千円

(4) 役員の報酬等の算出方法

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定めております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名または名称

公認会計士 賀数 紀之

公認会計士 仲程 優

(2) 会計監査人の報酬等に監査役が同意した理由

当社の監査役は、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(3) 会計監査人が業務停止を受け、その停止期間を経過しない者であるときの、その処分に係る事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人が過去 2 年間に業務停止を受けたものである場合における当該処分に係る事項のうち、会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

該当事項はありません。

5.業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、法令・定款及び社会規範の遵守を常に心がけ、以下の行動指針に従って職務の執行にあたる。
 - ・地域と共に繁栄する会社になること
 - ・地域から信頼される会社になること
 - ・空港ターミナルビルを利用するお客様に信頼・支持される施設・商品・サービスを提供すること
 - ・社内コミュニケーションの醸成に努め、会社の使命を共有化すること
- ②意思決定及び職務執行に係る諸規程を定め、相互牽制が機能する体制を構築する。
- ③監査役を設置し、取締役の職務執行について法令等に基づき監査する。
- ④使用人に対し、適宜コンプライアンスに関する研修を実施する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録等の法令文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報を、法令及び社内関係諸規程の定めに従い、適切に記録・保存・管理する。
- ②前項の文書及び情報は、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状況で管理する。
- ③法令等に定める開示事項は、適時適切な開示に努める。

(3)損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は企業の継続性確保のためリスク管理体制の構築及び推進を行い、リスクの把握と予防及び改善に努める。
- ②管理職は、自部門の管理体制を適宜整備・改善するとともに、必要に応じてその状況を取締役会及び監査役へ報告する。

(4)取締役の職務遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会は、「経営の意思決定及び監督機能」を担い、役付取締役は重要業務に係る「業務執行機

能」を担う。

- ②取締役会は、3ヶ月に1回の定例取締役会、また必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営事項の審議及び決定を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- ③役付取締役は、取締役会に業務執行状況を報告するとともに、当該業務執行に関する他の取締役の意見を聴取する。
- ④役付取締役は、取締役会付議事項の審議決定を行い、取締役会が決議した事項並びにその他業務の執行について、社内規程に基づき使用人に指示命令を行う。
- ⑤業務執行を担当する取締役の職務執行の効率化を図るため、合理的な職務分掌を定める。

(5)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

- ①監査役は、取締役会、社内定例会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。
- ②役付取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告する。なお、報告を行った使用人への不利益な取り扱いを行わない。
 - ・当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
 - ・その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

(6)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、役付取締役との間で適宜意見交換会を行う。
- ②監査役は、会計監査人との間でも情報交換等の連携を図る。

(7)上記基本方針の適正運用に関する取り組み

- ①役付取締役は、使用人の業務執行状況について定例または臨時の社内会議等において報告を受け、内容を検証し、指導助言を行っております。
- ②監査役監査等の実効性を高めるため、役付取締役及び使用人は、常に正確な情報開示を意識して文書を管理し、適宜の報告に努めております。
- ③意思決定または業務執行における取締役会及び役付取締役の権限の妥当性を検証するため、重要な会議には監査役の出席を要請しております。

貸 借 対 照 表

2025(令和 7)年 3月31日 現在

石垣空港ターミナル株式会社

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1,597,712,884	【流動負債】	509,476,699
現 金 及 び 預 金	1,494,905,304	1 年 以 内 返 済 長 期 借 入 金	274,620,000
売 掛 金	50,493,232	未 払 金	134,740,478
貯 蔵 品	5,221,605	未 払 費 用	15,029,910
前 払 費 用	3,313,228	未 払 法 人 税 等	51,427,300
立 替 金	960,390	未 払 消 費 税 等	17,899,700
未 収 金	42,819,125	預 り 金	322,811
		前 受 金	11,729,391
		賞 与 引 当 金	3,707,109
【固定資産】	2,822,403,717	【固定負債】	920,801,636
(有形固定資産)	2,807,405,738	長 期 借 入 金	847,430,000
建 物	2,637,482,295	敷 金 預 り 金	55,198,986
構 築 物	21,366,318	退 職 給 付 引 当 金	17,143,500
機 械 及 び 装 置	111,498,546	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,029,150
車 両 運 搬 具	379,737		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	22,048,842	負 債 合 計	1,430,278,335
建 設 仮 勘 定	14,630,000	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	467,268	【株主資本】	2,989,838,266
ソ フ ト ウ ェ ア	467,268	資 本 金	1,680,000,000
(投資その他の資産)	14,530,711	利 益 剰 余 金	1,309,838,266
差 入 保 証 金	245,060	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,309,838,266
共 同 施 設 負 担 金	3,113,822	施 設 機 能 維 持 積 立 金	466,000,000
繰 延 税 金 資 産	11,171,829	建 設 積 立 金	405,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	438,838,266
		純 資 産 合 計	2,989,838,266
資 産 合 計	4,420,116,601	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,420,116,601

損益計算書

自 2024(令和 6)年4月 1日
至 2025(令和 7)年3月31日

石垣空港ターミナル株式会社

(単位: 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
賃 貸 料 収 入	975,662,928	
付 帯 事 業 収 入	35,891,082	
売 上 高 合 計		1,011,554,010
【売上原価】		
不 動 産 賃 貸 原 価	670,836,160	
合 計	670,836,160	
売 上 原 価		670,836,160
売 上 総 利 益		340,717,850
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		110,945,007
営 業 利 益		229,772,843
【営業外収益】		
受 取 利 息	624,364	
受 取 手 数 料	5,829,188	
雑 収 入	209,284	
営 業 外 収 益 合 計		6,662,836
【営業外費用】		
支 払 利 息	19,364,583	
雑 損 失	23,650	
営 業 外 費 用 合 計		19,388,233
経 常 利 益		217,047,446
【特別利益】		
補 助 金 収 入	44,651,800	
工 事 負 担 金 受 入 額	49,079,707	
圧縮未決算特別勘定取崩額	10,211,415	
特 別 利 益 合 計		103,942,922
【特別損失】		
固 定 資 産 除 却 損	12,936,153	
固 定 資 産 圧 縮 損	10,041,955	
特 別 損 失 合 計		22,978,108
税 引 前 当 期 純 利 益		298,012,260
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		88,949,217
法 人 税 等 調 整 額		915,755
当 期 純 利 益		208,147,288

株主資本等変動計算書

自 2024(令和 6)年4月 1日
至 2025(令和 7)年3月31日

(単位: 円)

【株主資本】

資	本	金	当期首残高		1,680,000,000
			当期変動額		0
			当期末残高		1,680,000,000
利	益	剰	余	金	
そ	の	他	利	益	剰
			余	金	
施	設	機	能	維	持
			積	立	金
			当期首残高		371,000,000
			当期変動額	積立金の積立	95,000,000
			当期末残高		466,000,000
建	設	積	立	金	
			当期首残高		310,000,000
			当期変動額	積立金の積立	95,000,000
			当期末残高		405,000,000
繰	越	利	益	剰	余
			余	金	
			当期首残高		420,690,978
			当期変動額	積立金の積立	△ 190,000,000
				当期純利益額	208,147,288
			当期末残高		438,838,266
利	益	剰	余	金	合
			計		
			当期首残高		1,101,690,978
			当期変動額		208,147,288
			当期末残高		1,309,838,266
株	主	資	本	合	計
			計		
			当期首残高		2,781,690,978
			当期変動額		208,147,288
			当期末残高		2,989,838,266
純	資	産	合	計	
			計		
			当期首残高		2,781,690,978
			当期変動額		208,147,288
			当期末残高		2,989,838,266

個 別 注 記 表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は、定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、期末現在の従業員に対する支給対象期間の支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職に備えるため、内規に基づき期末要支給見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は空港施設等に係る不動産賃貸事業を主たる事業としております。

不動産賃貸事業に係る収益は、顧客との契約に基づいて施設等を提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

<貸借対照表に関する注記>

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	2,509,633,690 円
----	-----------------

② 担保に係る債務

1年以内返済長期借入金	190,936,000 円
-------------	---------------

長期借入金	763,744,000 円
-------	---------------

合計	954,680,000 円
----	---------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,629,394,023 円
--------------------	-----------------

(3) 有形固定資産の圧縮記帳累計額	4,122,732,847 円
--------------------	-----------------

<損益計算書に関する注記>

1.該当事項はありません。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

(1)発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	33,600株	-	-	33,600株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な要因

(単位:円)

繰延税金資産

賞与引当金繰入額	1,142,530
未払事業税	3,558,662
未払費用否認額	176,483
貯蔵品	3,707
減価償却超過額	23
繰延資産償却超過額	8,214
一括償却資産損金算入限度超過額	681,400
退職給付費用	5,283,626
役員退職慰労引当金	317,184
【繰延税金資産合計】	11,171,829
【繰延税金負債合計】	0
【繰延税金資産(負債)の純額】	11,171,829

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は事業計画に照らして、必要な資金運用については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、余剰資金の運用は安全性及び随時換金性を重視した運用に限定しています。なお、当社はデリバティブ取引について実績はございません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025(令和7)年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金及び預金	1,494,905,304	1,494,905,304	-
(2)売掛金	50,493,232	50,493,232	-
負債			
(1)長期借入金 (1年以内返済長期借入金を含む)	1,122,050,000	1,128,907,608	6,857,608

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産について

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債について

(1)長期借入金

長期借入金の時価については、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

< 賃貸等不動産に関する注記 >

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、石垣空港ターミナルビルの一部について、賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:円)

貸借対照表計上額	時価
2,637,482,295	2,637,482,295

(注1) 上記事項は、賃貸等不動産として使用される部分を含めたターミナルビル全体の建物として表示しております。

(注2) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注3) 当期末の時価は、貸借対照表計上額を時価としております。

< 関連当事者との取引に関する注記 >

(単位:円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	沖縄振興開発金融公庫	被所有 直接 31.55% 間接 0%	借入	資金の返済	190,936,000	1年以内返済 長期借入金	190,936,000
						長期借入金	763,744,000
				利息の支払	19,038,214	未払費用	4,112,971
主要株主	沖縄県	被所有 直接 25.00% 間接 0%	借入	資金の返済	83,684,000	1年以内返済 長期借入金	83,684,000
						長期借入金	83,686,000
			賃借料	土地代	4,891,060	—	—
			補助金	補助金の 受け入れ (人材不足支援)	2,228,000	—	—
主要株主	石垣市	被所有 直接 15.48% 間接 0%	補助金	補助金の 受け入れ (国際線運営費)	42,423,800	未収金	42,423,800

< 1株当たり情報に関する注記 >

1株当たり純資産額 88,983 円28銭
1株当たり当期純利益 6,194 円86銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

< その他の注記 >

(1) 資産除去債務に関する注記

当社は、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例及び沖縄県指令士220号(2023(令和5)年3月2日)に基づき、当石垣空港ビル敷地の原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来当空港ビルを移転する計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

独立監査人の監査報告書

令和7年5月23日

石垣空港ターミナル株式会社

取締役会 御中

賀数会計事務所

沖縄県豊見城市

公認会計士 賀数 紀之

仲程公認会計士事務所

沖縄県沖縄市

公認会計士 仲程 優

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石垣空港ターミナル株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査活動の適切性及び妥当性を評価いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。引き続き整備と充実に取り組むことが、重要であると考えます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人、賀数紀之氏及び仲程優氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月28日

石垣空港ターミナル株式会社

常勤監査役 山城 興 司 ㊞

以 上